

制度検討委員会

委員長：櫻井 裕之

委員：亀井 譲、副島 一孝、細川 亙、森岡 康祐

活動の概要：

1. 社員規定を正会員から評議員に変更するための定款変更作業を行うとともに、会員への周知を行った。詳細は第15号議案 定款変更の件にて
2. 諸規定の変更を行った。詳細は第16号議案 細則等変更の件にて

<

次

頁

>

一般社団法人 日本形成外科学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本形成外科学会(英文で Japan Society of Plastic and Reconstructive Surgery) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、形成外科学に関する学理および応用の研究についての発表及び連絡と知識の交換、情報の提供等を行うことにより、形成外科学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講習会の開催
- (2) 機関誌、論文集等の刊行
- (3) 形成外科専門医の認定
- (4) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び国外で行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員：日本国医師免許を有する医師、又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員：この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者
- (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者
- (4) 外国連絡会員 (Corresponding Member)：この法人と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、社員総会の議を経

て承認された者

(5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人

2 この法人の社員は、第6条に基づき選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(評議員の選出)

第6条 評議員の定数は100名以上200名以内とし、選挙管理委員会が選挙区ごとの正会員数に応じて按分計算して算出した評議員数の合計とする(端数の取扱については理事会で定める)。

2 評議員を選出するため、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した、日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員による評議員選挙を行う。

3 評議員は、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員の中から選ばれることを要する。選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員は、前項の評議員に立候補することができる。

4 理事又は理事会は評議員を選出することはできない。

5 第2項の評議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとする。

6 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前項にかかわらず、評議員が社員総会決議と取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない(当該評議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。))。

8 第2項の評議員選挙は、全国の都道府県を次の選挙区に分けて行う。

- (1) 北海道・東北選挙区
- (2) 関東選挙区
- (3) 中部選挙区
- (4) 関西選挙区
- (5) 中国・四国選挙区
- (6) 九州・沖縄選挙区

9 第1項に定める選挙管理委員会について必要な細則は、理事会により定める。

10 その他第2項の評議員選挙について必要な細則は、理事会により定める。

(評議員の辞任)

第7条 評議員は、理事会あてに退任届を提出することにより、いつでも評議員を辞することができる。

(評議員の定年)

第8条 評議員の定年は満65歳としその任期満了をもって退任する。定年に達した正会員は、第6条3項にかかわらず、評議員に立候補することはできない。

(評議員資格の剥奪)

第9条 評議員に評議員資格を剥奪すべき正当な理由があるときは、社員総会の決議によって評議員資格を剥奪することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該評議員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(評議員資格の喪失)

第10条 前3条の場合のほか、評議員は次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員資格を喪失する。

- (1) 総評議員が同意したとき
- (2) 当該評議員が死亡したとき
- (3) 正会員の資格を喪失したとき

(会員の資格の取得)

第11条 第5条1項に定める会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第12条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員・特別会員・外国連絡会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(会員の権利)

第13条 正会員、名誉会員、及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の

閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(任意退会)

第14条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき

第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 評議員の資格剥奪
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) 基本財産の処分

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 社員総会は、定時総会とし、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。

(招集)

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総評議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の日の 1 週間前までに、評議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 22 条 社員総会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 評議員の資格剥奪

(3) 監事の解任

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) 基本財産の処分

(7) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事については、再任を妨げない。ただし、連続 2 期を超えることはできない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 31 条 役員は無給とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、毎事業年度 4 回、理事長が招集する。ただし各理事は理事長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。理事長は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき又は職務を執行できないときは、各常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べた時を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産とは、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産である。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 39 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の賛成、及び社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分

の 2 以上に当たる多数をもって決議することを要する。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、評議員名簿、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 48 条 この法人には、会務執行のため、理事会の決議により、委員会を設置する。

2 理事会が必要と認めたときは、その決議により、前項の委員会のほか、特別委員会を置くことができる。

3 各委員会の委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は平野明喜、常務理事は細川 亙、鈴木茂彦、百束比古とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 第 5 条第 2 項にかかわらず、第 6 条第 2 項に基づく最初の評議員選挙が終了するまでは、第 5 条第 1 項第(1)号に定める正会員を法人法上の社員とし、第 4 章の規定中「評議員」は「正会員」と読み替えて適用する。

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
第3章 会員及び社員	第3章 会員	変更
(法人の構成員) 第5条 この法人に、次の種類の会員を置く。 (1) 正会員：日本国医師免許を有する医師、又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者 (2) 名誉会員：この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (4) 外国連絡会員（Corresponding Member）：この法人と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人	(法人の構成員) 第5条 この法人の構成員を次のとおりとする。 (1) 正会員：医師又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者 (2) 名誉会員：この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (4) 外国連絡会員（Corresponding Member）：この法人と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、理事会、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人	変更
2 この法人の社員は、第6条に基づき選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	削除
(評議員の選出) 第6条 評議員の定数は100名以上200名以内とし、選挙管理委員会が選挙区ごとの正会員数に応じて按分計算して算出した評議員数の合計とする（端数の取扱については理事会で定める）。		新設
2 評議員を選出するため、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した、日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員による評議員選挙を行う。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
3 評議員は、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員の中から選ばれることを要する。選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員は、前項の評議員に立候補することができる。		新設
4 理事又は理事会は評議員を選出することはできない。		新設
5 第2項の評議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとする。		新設
6 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。		新設
7 前項にかかわらず、評議員が社員総会決議と取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
8 第2項の評議員選挙は、全国の都道府県を次の選挙区に分けて行う。 (1) 北海道・東北選挙区 (2) 関東選挙区 (3) 中部選挙区 (4) 関西選挙区 (5) 中国・四国選挙区 (6) 九州・沖縄選挙区		新設
9 第1項に定める選挙管理委員会について必要な細則は、理事会により定める。		新設
10 その他第2項の評議員選挙について必要な細則は、理事会により定める。		新設
(評議員の辞任) 第7条 評議員は、理事会あてに退任届を提出することにより、いつでも評議員を辞することができる。		新設
(評議員の定年) 第8条 評議員の定年は満65歳としその任期満了をもって退任する。定年に達した正会員は、第6条3項にかかわらず、評議員に立候補することはできない。		新設
(評議員資格の剥奪) 第9条 評議員に評議員資格を剥奪すべき正当な理由があるときは、社員総会の決議によって評議員資格を剥奪することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該評議員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(評議員資格の喪失) 第10条 前3条の場合のほか、評議員は次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員資格を喪失する。 (1) 総評議員が同意したとき (2) 当該評議員が死亡したとき (3) 正会員の資格を喪失したとき		新設
(会員の資格の取得) 第11条 第5条1項に定める会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。	(会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。	変更
(入会金及び会費) 第12条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。	(入会金及び会費) 第7条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(会員の権利) 第13条 正会員、名誉会員、及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。 (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等) (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等) (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等) (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等) (5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等) (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等) (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等) (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)		新設
2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。		新設
(会員の除名) 第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>社員総会</u>の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該<u>社員総会</u>の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該<u>社員総会</u>で弁明の機会を与えなければならない。 【後略】	(除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>会員総会</u>の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該<u>会員総会</u>の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該<u>会員総会</u>で弁明の機会を与えなければならない。 【後略】	変更
第4章 <u>社員総会</u>	第4章 <u>会員総会</u>	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(構成) 第19条 <u>社員総会</u> は、すべての <u>評議員</u> をもって構成する。	(構成) 第11条 <u>会員総会</u> は、すべての <u>正会員</u> をもって構成する。	変更
	2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。	削除
(権限) 第18条 <u>社員総会</u> は、次の事項について決議する。 (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額 (2) 会員の除名 (3) <u>社員の除名</u> (4) 理事及び監事の選任又は解任 (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) 基本財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	(権限) 第12条 <u>会員総会</u> は、次の事項について決議する。 (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額 (2) 会員の除名 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 基本財産の処分 (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	変更・追加
(開催) 第19条 <u>社員総会</u> は、定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 <u>必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。</u>	(開催) 第13条 <u>会員総会</u> は、定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 <u>理事長が必要と認めた時は、臨時会員総会を開催することができる。</u>	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(招集) 第20条 <u>社員総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 <u>総評議員</u>の議決権の10分の1以上の議決権を有する<u>評議員</u>は、理事長に対し、<u>社員総会</u>の目的である事項及び招集の理由を示して、<u>社員総会</u>の招集を請求することができる。 3 <u>社員総会</u>を招集するには、理事長は<u>社員総会</u>の日の1週間前までに、<u>評議員</u>に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、<u>社員総会</u>に出席しない<u>評議員</u>が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。	(招集) 第14条 <u>会員総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 <u>総正会員</u>の議決権の10分の1以上の議決権を有する<u>正会員</u>は、理事長に対し、<u>会員総会</u>の目的である事項及び招集の理由を示して、<u>会員総会</u>の招集を請求することができる。 3 <u>会員総会</u>を招集するには、理事長は<u>会員総会</u>の日の1週間前までに、<u>正会員</u>に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、<u>会員総会</u>に出席しない<u>正会員</u>が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。	変更
(議長) 第21条 <u>社員総会</u>の議長は、理事長がこれに当たる。	(議長) 第15条 <u>会員総会</u>の議長は、理事長がこれに当たる。	変更
(議決権) 第22条 <u>社員総会</u>における議決権は、<u>評議員</u>1名につき1個とする。	(議決権) 第16条 <u>会員総会</u>における議決権は、<u>正会員</u>1名につき1個とする。	変更
(決議) 第23条 <u>社員総会</u>の決議は、総<u>評議員</u>の議決権の過半数を有する<u>評議員</u>が出席し、出席した当該<u>評議員</u>の議決権の過半数をもって行う。	(決議) 第17条 <u>会員総会</u>の決議は、総<u>正会員</u>の議決権の過半数を有する<u>正会員</u>が出席し、出席した当該<u>正会員</u>の議決権の過半数をもって行う。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 評議員の資格剥奪 (3) 監事の解任 (4) 定款の変更 (5) 解散 (6) 基本財産の処分 (7) その他法令で定められた事項	2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) 基本財産の処分 (6) その他法令で定められた事項	変更・追加
(議事録) 第24条 <u>社員総会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び<u>社員総会</u>において選任された議事録署名人2名は、前項議事録に記名押印する。	(議事録) 第18条 <u>会員総会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び<u>会員総会</u>において選任された議事録署名人2名は、前項議事録に記名押印する。	変更
(役員の選任) 第26条 理事及び監事は、<u>社員総会</u>の決議によって選任する。	(役員の選任) 第20条 理事及び監事は、<u>会員総会</u>の決議によって選任する。	変更
(役員の任期) 第29条4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。	(役員の任期) 第23条4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。	変更
(役員の解任) 第30条 理事及び監事は、<u>社員総会</u>の決議によって解任することができる。	(役員の解任) 第24条 理事及び監事は、<u>会員総会</u>の決議によって解任することができる。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
	第7章 評議員及び評議員会 (評議員) 第32条 この法人に、100名以上200名以内の評議員を置く。 2 評議員の選出は、正会員の中から別に定める選挙規定にそって選出する。 3 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が囑託する。ただし、無報酬とする。 4 評議員の任期は、毎年定時総会の終了の日の翌日から次次の定時総会の終了の日までとする。 5 評議員は、評議員会を構成し、理事会の意を受けてこの法人の運営に助言する。	削除
	(評議員会) 第33条 評議員会は、毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。 2 評議員会は、理事長が招集する。 3 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。 4 評議員会の議事については、議事録を作成する。議長及び出席した評議員の中から議事録署名人として選任された2名は、議事録に記名押印する。	削除
(基本財産の維持及び処分) 第39条2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。	(基本財産の維持及び処分) 第35条2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。	変更
(事業報告及び決算) 第43条2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、<u>評議員名簿</u>、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 (1) 監査報告	(事業報告及び決算) 第39条2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 (1) 監査報告	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(定款の変更) 第45条 この定款は、<u>社員総会</u>において、<u>総評議員</u>の半数以上であつて、<u>総評議員</u>の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。	(定款の変更) 第41条 この定款は、<u>会員総会</u>において、<u>総正会員</u>の半数以上であつて、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。	変更
(解散) 第46条 この法人は、<u>社員総会</u>において、<u>総評議員</u>の半数以上であつて、<u>総評議員</u>の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。	(解散) 第42条 この法人は、<u>会員総会</u>において、<u>総正会員</u>の半数以上であつて、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。	変更
(残余財産の処分) 第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>社員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	(残余財産の処分) 第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>会員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	変更
附則4 第5条第2項にかかわらず、第6条第2項に基づく最初の評議員選挙が終了するまでは、第5条第1項第(1)号に定める正会員を法人法上の社員とし、第4章の規定中「評議員」は「正会員」と読み替えて適用する。		新設

第 16 号議案：細則等変更の件

1. 定款細則新旧対照表 【理事会承認→評議員会承認】

新	旧	備考欄
<u>(年次学術集会)</u> 第 1 条 この法人は定款第 4 条 1 項 1 号の定めるところにより、次の年次学術集会を開催する。	第 1 条 この法人は定款の定めるところにより、次の年次学術集会を開催する。	変更
<u>(会長)</u> 第 2 条 各学術集会会長は各年次学術集会を企画し、主宰する。	第 2 条 各学術集会会長は各年次学術集会を企画し、主宰する。	変更
2. 会長の任期は、自らが主催する学術集会前年の学術集会終了翌日より自らが主催する学術集会終了日までとする。		新設
第 3 条 各学術集会会長は、開催事業年度 3 年前の定時社員総会において選任される。	第 3 条 各学術集会会長候補者の選出は評議員会における推薦あるいは単記投票により行われ、総会で承認を受ける。 また、評議員会における各学術集会会長候補者の選出は、理事・監事の選出の前に行われる。	変更
	2. 各学術集会会長は理事会に出席するが、各次期会長は理事長の要請により理事会に出席することができる。	削除
2. 会長に立候補するものは、選挙が行われる年の 1 月 15 日までに所定の用紙を用いて理事長に届け出なければならない。		新設
3. 前項の立候補者は、評議員 5 名以上から所定の用紙に記載された推薦状を得なければならない。評議員は各学術集会会長を 1 名のみ推薦することができる。		新設
4. 理事会は会長立候補者の審査を行い、候補者を決定し、定時社員総会の 15 日前までに評議員に通知する。		新設

5. 定時社員総会において、各学術集會会長候補者を被選挙権有権者として、評議員による単記投票を行い、有効投票の最多得票者を会長に選出する。		新設
6. 前項の規定にかかわらず、各会長候補者が1名のときは社員総会の決議によって、選挙を行うことなく会長候補者を会長として選任することができる。		新設
	第2章 評議員の定年 第4条 評議員の定年は満65歳としその任期満了をもって退任する。	削除
第2章 社員総会 (社員総会特別出席者) 第4条 社員総会は、定款第17条に定めるところによりすべての評議員をもって構成されるが、社員総会特別出席者として次の参加を認める。 (1) 名誉会員 (2) 理事長指名議員		新設
2. 前項の社員総会特別出席者は、本人の自由意思により社員総会に出席することができる。社員総会特別出席者は、社員総会において意見を述べることはできるが、議決権を有さない。		新設
(理事長指名議員) 第5条 理事長はその任期中に、前条に定める社員総会特別出席者を、次の2種の候補者の中から指名することができる。 (1) 定款第6条8項に定める各選挙区から評議員に選出されなかった女性正会員で、各選挙区から推薦を受けたもの (2) 医育機関の長でありながら評議員に選出されなかったもの		新設

2. 理事長指名議員は理事会での承認を要する。		新設
3. 理事長指名議員の任期は、当該理事長任期中の最終事業年度と翌事業年度の2年間とする。		新設
第3章 正会員入会時の推薦人 第6条 定款第5条1項1号に定める正会員として入会を希望するものは、以下のいずれか2名の推薦人を要する。 (1)評議員 (2)理事長指名議員		新設
	第3章→第4章 第5条→第7条 以降繰り上げ	
第9条 <u>社員総会</u> における理事および監事候補者の選出方法は、理事にあっては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。	第7条 <u>評議員会</u> における理事および監事候補者の選出方法は、理事にあっては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。	変更
3. 理事の定数は当分の間15とする。	3. 理事の定数は当分の間15とする。 <u>また選出すべき人数の半数の算定は端数切り捨てによる。</u>	変更

現在：～定款細則第1章第3条：各学術集会会長候補者の選出は評議員会における推薦あるいは単記投票により行われ、総会で承認を受ける。

学術集会ならびに基礎学術集会の会長選出方法について（理事長案）

1. 会長候補者は立候補制とする。但し、立候補者がいない場合は推薦とする。
 - 1) 学術集会開催時に、満65歳以下である評議員が立候補できる。
 - 2) 同年度に、学術集会または基礎学術集会のいずれか一方にのみ立候補できる。
 - 3) 毎年1月15日までに、所定の用紙（別紙1）に必要事項を記入の上、立候補の旨を事務局に届け出る。
 - 4) 立候補には評議員5名の推薦状（別紙2）を要する。
尚、評議員1名につき、同年度に推薦できる会長候補者は、総会・学術集会もしくは、基礎学術集会のいずれか1名のみとする。
 - 5) 理事会にて、書類審査を行い、立候補者を承認後、学会ホームページに掲載する。
2. 会長の選出は評議員会にて行う。
 - 1) 立候補者が1名の場合は、無投票で承認を受ける。
 - 2) 立候補者が複数名の場合は、評議員による単記投票をもって決定する。
最多の投票を得た者を会長に選出する。
 - 3) 選出されなかった候補者の次年度の立候補を妨げない。
 - 4) 決定後、会員総会で報告する。

学術集会会長立候補届出用紙

氏名 _____ 印

所属 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年齢 _____ 歳

立候補する学術集会（2023 年）（いずれか一方に○をつけて下さい）

☐ 第 66 回日本形成外科学会総会・学術集会

☐ 第 32 回日本形成外科学会基礎学術集会

立候補の理由

1. 今までの経歴
2. 臨床および基礎研究での業績
3. 日本形成外科学会および関連学会への貢献度
(各種委員会や評議員および理事としての働き)
4. 学術集会の会長となり主に何をやりたいか（テーマやスローガンなど）
5. 将来の展望（自分自身，教室，形成外科全体について）

1～5 について簡潔に述べて下さい。

学術集会会長立候補者の推薦状（評議員）

推薦人	氏名	⑩
(評議員)		

所属

立候補者	氏名

所属

立候補する学術集会（2024 年）（いずれか一方に○をつけて下さい）

（ ） 第 67 回日本形成外科学会総会・学術集会

（ ） 第 33 回日本形成外科学会基礎学術集会

推薦理由

推薦する立候補者が何故その会長にふさわしいかを具体的かつ明確に述べて下さい。

2. 倫理委員会規程新旧対照表 【理事会承認報告】

新	旧	備考欄
第2条 (4) 理事会と連携して、利益相反に関する指針と臨床研究・基礎研究の利益相反の取扱いに関する細則に定めるところにより、本学会の利益相反に関する事項を取り扱う。		新設
第2条 (5) 知り得た利益相反情報について守秘義務を負う。		新設

3. 臨床研究・基礎研究の利益相反の取扱いに関する細則 新旧対照表 【理事会承認報告】

新	旧	備考欄
第5条 本学会の役員、学術集会会長、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会プログラム委員会、専門医生涯教育委員会、機関誌編集委員会、ガイドライン作成部会、倫理委員会、医療安全推進委員会など）の委員、作業部会委員、学会の事務職員および上記の者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者は、本細則第1条・第2条・第3条に従って就任時から遡って過去3年間ににおける利益相反状態の有無を、就任後は1年ごとに、様式3の自己申告書を理事長へ提出しなければならない。役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負う。	第5条 本学会の役員、学術集会会長、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会プログラム委員会、専門医生涯教育委員会、機関誌編集委員会、ガイドライン作成部会、倫理委員会、 <u>利益相反部会</u> 、医療安全推進委員会など）の委員、作業部会委員、学会の事務職員および上記の者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者は、本細則第1条・第2条・第3条に従って就任時から遡って過去3年間ににおける利益相反状態の有無を、就任後は1年ごとに、様式3の自己申告書を理事長へ提出しなければならない。役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負う。	削除
第8条 利益相反情報は、原則として非公開とする。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（常設作業部会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動	第8条 利益相反情報は、原則として非公開とする。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（常設作業部会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動	削除

などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の審議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示することができる。但し、理事長が当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることができる。この場合、開示される利益相反情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。	などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の審議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示することができる。但し、理事長が当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、<u>利益相反部会</u>、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることができる。この場合、開示される利益相反情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。	
	第 6 章 利益相反部会 第 9 条	削除
第 11 条 本学会の役員、各種委員会委員長、利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると指摘された場合には、<u>倫理委員会</u>長は文書をもって理事長に報告する。	第 11 条 本学会の役員、各種委員会委員長、利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると指摘された場合には、<u>利益相反部会</u>部会長は文書をもって理事長に報告する。	変更
第 13 条：審査手続 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに利益相反問題審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は理事長が指名する。<u>倫理委員会</u>委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。	第 13 条：審査手続 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに利益相反問題審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は理事長が指名する。<u>利益相反部会</u>委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。	変更
第 14 条 本細則は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改変などによ	第 14 条 本細則は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改変などによ	変更

り、諸条件の変化に適合させるため、一部に変更が必要となることが予想される。 <u>倫理委員会</u> は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会・評議員会の決議を経て、変更することができる。	り、諸条件の変化に適合させるため、一部に変更が必要となることが予想される。 <u>利益相反部会</u> は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会・評議員会の決議を経て、変更することができる。	
--	---	--